

七年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）

内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額（第三号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者（中小企業者等（第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等をいう。第四号において同じ。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人、機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）を含む。）機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）

内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額（第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人（第四号及び第三項において「大規模法人」という。）が取得し、又は製作した第三号又は第四号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者（中小企業者等（第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等をいう。第六号において同じ。）に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業又は小売業を営む第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人、機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む法人、機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

四 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人を含む。）機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五|四省略

六|

次に掲げる法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）
それぞれ次に定める機械及び装置

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第一条第四項に規定する研究開発等事業を行うものの（ロ又はハに掲げる法人に該当する者を除く。）当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置。

ロ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである当該法人に限るものとし、ハに掲げる法人に該当する者を除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

六|同上

七|六同上

八|産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に従つて同法第二条第二項に規定する事業再構築を行う第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人で同法第十七条第一項第一号に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる法人に該当する者を除く。）当該認定事業再構築計画に定める機械及び装置

五|中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第一項に規定する改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等又は当該認定組合等の構成員（同法第二条第二項に規定する構成員をいう。）である同法第二条第一項に規定する中小企業者（前各号に掲げる法人に該当する者を除く。）機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に事業の用に供するもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの

ハ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの

機械及び装置

2 特定中小企業者等（前項第一号、第四号又は第五号に掲げる法人にあつては、政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第一項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第三号に規定する大規模法人が賃借をした同号に定める

2 特定中小企業者等（前項第一号又は第五号から第八号までに掲げる法人にあつては、政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（大規模法人が賃借をした第一項第三号又は第四号に定める資産

資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 省略

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「一年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの)を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第三項に規定する事業基盤強化設備(連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十二第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。)につき第三項の規定(連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備については、同項の規定)の適用を受けた法人(同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度後第六十八条の十一第三項に規定する事業基盤強化設備(連結事業年度において事業の用に供した法人(同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度)において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内

については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 同上

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度(以下この項において「一年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの)を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第三項に規定する事業基盤強化設備(連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十二第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。)につき第三項の規定(連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備については、同項の規定)の適用を受けた法人(同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度後第六十八条の十一第三項に規定する事業基盤強化設備(連結事業年度において事業の用に供した法人(同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度)において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内

度)において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十一条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、第十四条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(第六十八条の十二第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。)のうち当該事業の期間に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

に当該事業基盤強化設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対し課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の五第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらとの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの）を含む。（）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十二第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十二第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定に

供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十一第一項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の

より各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。) を加算した金額とする。

8・9 省略

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度(当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度)の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書(当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書)に第六十八条の十二第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11・13 省略

第四十二条の八 削除

(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の八 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの(大規模法人の子会社として政令で定めるものを除く。以下この条において「特別中小企業者等」という。)が、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置(以下この条において「事業化設備等」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業化設備等」という。)を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小企業者等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(前条第一項若しくは同項に係る第五十二条の三第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業化設備等の償却限度額は、法人税法第三十二条第一項又は第二項

8・9 同上

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度(当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度)の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書(当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書)に第六十八条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合)で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11・13 同上

の規定にかかわらず、当該特定事業化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業化設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者等に該当する法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（次号又は第三号に掲げる法人に該当する者を除く。） 当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結法人である当該法人が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである当該法人に限るものとし、次号に掲げる法人に該当する者を除く。） 当該事業の用に供される機械及び装置

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 機械及び装置

特別中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業化設備等を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小企業者等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業化設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、前条第六項及び第七項、次条、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第一条第

四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定事業化設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特別中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業化設備等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特別中小企業者等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第四十二条の十三項又は第四十二条の十一第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した事業化設備等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特別中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（前条第一項若しくは同項に係る第五十二条の三第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十一に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した事業化設備等につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除

除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に、当該連結事業年度(以下この項において「一年以内連結事業年度」という。)とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出(一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一条の三に規定する連結確定申告書の提出)をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額(既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの)を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合には、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第三項に規定する事業化設備等(連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十二第三項に規定する事業化設備等を含む。)につきこれらの規定の適用を受けた法人(同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度)において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七

- 項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定により規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十二第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。
- 7 | 供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十二第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十二第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。
- 8 | 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 9 | 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 10 | 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十二第二項又は第三項に規定する供用

年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十二第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の八第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の八第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の八第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の八第二項から第四項まで（事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12 第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用について、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の八第六項又は第七項（事業化設備等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の八第六項又は第七項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第六項の規定の適用を受ける事業化設備等に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の九 青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
一～五 省 略	省 略	省 略	省 略

地 区	事 業	資 産	割 合
一～五 同 上	同 上	同 上	同 上

必要な事項は、政令で定める。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の九 青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十三第一項又は第二項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

5 5 9 省略

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十 省略

2 特定中小企業者が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第一項から第四項まで、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税

4 供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十三第一項又は第二項に規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第四十二条の十一第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

5 5 9 同上

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十 同上

2 特定中小企業者が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第一項から第四項まで、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税

「税額控除限度額」という。) を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特定中小企業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備(経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。)を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した経営革新設備(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4・5 省略

6 第三項に規定する経営革新設備(連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十四第三項に規定する経営革新設備を含む。)につき第三項の規定(連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定)の適用を受けた法人(同条第三項の規定に係る法人が連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度)において、当該経営革新設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該経営革新設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことに

額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特定中小企業者が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない経営革新設備(経営革新設備等のうち建物及びその附属設備以外のものをいう。以下この項において同じ。)を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを沖縄県の地域内において当該特定中小企業者の営む事業の用に供した場合(その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した経営革新設備(その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十五に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4・5 同上

6 第三項に規定する経営革新設備(連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十四第三項に規定する経営革新設備を含む。)につきこれらの規定の適用を受けた法人(同条第三項の規定に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人)が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了日の翌日以後に開始した各事業年度)において、当該経営革新設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該経営革新設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことに

める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。) には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度 (解散 (合併による解散を除く。) の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。) の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該経営革新設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額 (第六十八条の十四第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。) のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該償借をする期間として定められた期間の末日までの期間に對応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合 (当該承認の取消しのあつた日 (以下この項において「取消日」という。) が連結事業年度終了日の翌日である場合を除く。) において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額 (同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものと除く。) を加算した金額とする。

める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。) には
、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度(解散
(合併による解散を除く。) の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除
く。) の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで
及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、
第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六
項及び第七項、前条第四項、次条第一項及び第十二項、第六十七条の二第一項
並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これら
の規定により計算した法人税の額に、当該経営革新設備につき第三項又は第四項
の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人
税の額から控除された金額(第六十八条の十四第三項又は第四項の規定の適用を
受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結
事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係
るものと含む。) のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期
間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定

る当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項までの規定並びに次項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、前条第四項、次条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該経営革新設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十四第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

供用年度等（当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十四第一項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人（当該適用に係る法人が連結子法人であった場合には、当該連結子法人であつた法人）が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、前条第四項、次条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。

(情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一 青色申告書を提出する法人が、平成十五年一月一日から平成十八年二月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に

、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度を除く。）の日を含む事業年度（以下この条において「特定情報通信機器等の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額にかかる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品について、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二 車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項並び第七項、第四十二条の九並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十一 第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規格のものに限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度に限り、清算中の各事業年度を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格分離にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。)により情報通信機器等(当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人(以下この項において「被合併法人等」という。)が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの(その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。)又は製作したものに限る。)で政令で定める規模のもの(以下この項において「特定情報通信機器等」という。)の移転を受け、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む事業年度(当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度(その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度)である場合には、同日を含む事業年度)の当該特定情報通信機器等(当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定(当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。)の適用を受けたものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額(当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

4 前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第八節までにおいて同じ。)の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定(当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定)を適用する。

6 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等(第一項に規定する特定情報通信機器等をいう

の法人税の額とし、国税通則法第一条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。)からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合(その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該指定事業の用に供している場合に限る。)には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産(同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に

。以下この項において同じ。) を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、

これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の七第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項、第四十二条の九並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第十項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 青色申告書を提出する法人（政令で定める法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第十項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）

相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十五第三項に規定する減価償却資産を含む。）につきこれらの規定の適用を受けた法人（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他

の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む事業年度(法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。)における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一 当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等(第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。)を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合(当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。)その事業の用に供した特定情報通信機器等(当該特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。)の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額。

二 当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品貸業を営む者から契約により第七項に規定する貸借をして、当該情報通信機器等(その貸借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限り。以下この号において「リース情報通信機器等」という。)を国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合(当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限り、当該特例対象事業年度等において第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は前条第三項の規定(当該特例対象事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は第六十八条の十四第三項の規定)の適用を受けたものに係る場合を除く。)その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎

法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第二項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(第六十八条の十五第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものと含む。)のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 供用年度等(当該事業年度開始の日前五年以内に開始した第六十八条の十五第二項から第四項までに規定する供用年度又は連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)において同条第二項から第四項までの規定の適用を受けた法人(当該適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人)が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合には、当該承認の取消しの日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の八第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第二項から第四項までの規定により当該供用年度等の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該法人に係るものと除く。)を加算した金額とする。

8 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受けた金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限りるものとする。

10 第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第二項又は第三項に規定する供用

として政令で定めることにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始

の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度においては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控

除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るもの）を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11 次の各号に掲げる法人が、当該各号に定める各事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年度又は第六十八条の十五第二項に規定する特例対象連結事業年度等において事業の用に供した同条第十七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）の貸借に係る契約において当該貸借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に對して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第一百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法

年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十五第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の一中「(i)の款」とあるのは「(i)の款及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第一号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とあるのは「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

13 第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用について、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第六項又は第七項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税